

北山村手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、かつ、地域において手話を使用されやすい環境を整備するための村の責務並びに村民の役割を明らかにすることにより、ろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の理解及び普及は、手話を必要とする人が手話により意思疎通を図る権利を有しており、その権利を尊重することを基本として行われなければならない。

(村の責務)

第3条 村は、村民の手話についての理解の促進を図り、手話を使用されやすい環境を整備するために、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話についての理解の推進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による意思疎通支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める施策

(村民の役割)

第4条 村民は、基本理念に対する理解を深め、前条各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

(施策を推進するための方針)

第5条 村長は、第3条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 村長は、第3条各号に掲げる施策と村が別に定める施策や、障害者の福祉に関する計画との整合性を図りながら、国や県、周辺の市町村との連携及び協働に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。